

## 新規受託開始のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省令第20号で労働安全衛生規則等の一部を改正する省令公布され、令和2年7月1日より施行されることになりました。この中で「特定化学物質障害予防規則(特化則)」が一部改正され、特別有機溶剤に係る特殊健康診断の項目のうち、スチレンについては項目追加の見直しがなされ、「尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量測定」は、スチレンによるばく露状況を評価するための検査であることが示されました。

これにより、スチレンを使用する作業者について、特殊健康診断の健診項目が現在の「尿中のマンデル酸の量の測定」から、「尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定」へ変更されます。この改正に伴い、スチレン代謝物検査としてマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸とその総量を報告する項目を新設し、下記検査項目として受託を開始させていただく事となりましたので、ご案内申し上げます。

尚、エチルベンゼン使用者を対象とした尿中マンデル酸検査をご依頼される際は、現行のマンデル酸【項目コード：2418】をご利用いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬 白

2020年6月

【記】

### ◇新規受託検査項目

項目コード：2616

スチレン代謝物

受託開始日：2020年7月4日(土)受付分より

※ 受託要領につきましては裏面をご参照下さい

## ◇受託要領

検査項目名	スチレン代謝物
項目コード	2616
材料	尿 1.0 mL <sup>※1</sup>
保存方法	冷蔵
容器	⑩：尿容器
所要日数	5～6日
検査方法	LC-MS法
基準範囲	総量としての指標：生物学的許容値0.43g/L以下 <sup>※2※3※4</sup>
報告形態	・ マンデル酸(MA) ・ フェニルグリオキシル酸(PGA) ・ 総量(MA+PGA)
単位	g/L
報告桁数	小数第2位
報告範囲	0.01g/L以下～最終値
検査実施料/判断料	未収載
備考	<p>※1 採取日は、連続した作業日の2日目以降。 作業終了の2時間前に一度排尿し、その後は排尿せずに、作業終了後に採尿したものをご提出ください。</p> <p>※2 分布区分は報告いたしません。</p> <p>※3 報告書に印字する基準値は、「案内確認」でご報告いたします。</p> <p>※4 生物学的許容値：0.43g/L以下は、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度です。</p>

## ◇労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

厚生労働省から以下の通知が出ていますので、ご参照ください。

特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況の変化等に伴い、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきています。

今般、化学物質による健康障害に係る健康診断項目について、厚生労働省における「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）及び特化則について改正を行うこととしたものです。これらにつきましては、令和2年7月1日から施行することとしてしております。  
（厚生労働省労働基準局長 基発0304第3号より）

[以下、特別有機溶剤（スチレン）における尿中マンデル酸記述箇所より抜粋]

物質			改正後	改正前
スチレン	特化則・特有害剤	一次健康診断	尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定	尿中の蛋白の有無の検査及びマンデル酸の量の測定